

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成 12 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表 10 の項を削り、同表 10 の 2 の項手数料を徴収する事務の欄中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）」に改め、同項を同表 10 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木村 純夫

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、手数料を徴収する事務から当該通知カードの再交付に関する規定の削除その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。